

2019年度 原子力事業者防災業務計画修正点

1. 修正の必要性

原子力災害対策特別措置法第7条(原子力事業者防災業務計画第1章第5節)に基づき、以下の事項について修正の必要があると判断したことから、防災業務計画の修正を実施する。

2. 修正の概要(主な修正点)

(1)法令改正に伴う反映

- ・ 原子力災害対策特別措置法関連法令の様式見直しに伴う変更
- ・ 原子力災害対策指針見直しに伴う変更

(2)記載の適正化